

# 令和6年度 第3回郡山市総合教育会議 次第

日時：令和7年2月13日（木）13時30分～14時30分

場所：郡山市役所 庁議室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 議 題

- (1)郡山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
- (2)生成A Iに係る学校現場での対応等について
- (3)学校図書館の充実に向けた取組について
- (4)教育に関する諸課題について

- 4 閉 会

【備考】開催方式：対面会議 会議公開：YouTube配信

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四第六号に基づき公開

## 令和6年度 第3回郡山市総合教育会議 出席者名簿

役職名	氏名
市長	品川 萬里
教育長	小野 義明
教育長職務代理者	藤田 浩志
教育委員	阿部 亜巳
教育委員	田中 里香
教育委員	佐々木 貞子

(敬称略)

- 地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされているが、教育振興基本計画をもって大綱に代えることが可能であるため、本市においては郡山市教育振興基本計画をもって大綱に代えている。
- 今回、2025年度～2029年度を取組期間とする第4期郡山市教育振興基本計画が策定されることに伴い、当該計画をもって大綱に代えることについて総合教育会議で協議・承認いただきたい。

### 地方公共団体の長

◆地方公共団体の長は、国が策定する教育振興基本計画を参酌し、大綱を定める。

- ・関係法令：地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術文及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（2015年4月1日施行）により大綱の策定が義務付けされた。

### 地方公共団体（教育委員会）

◆地方公共団体は、国が策定する教育振興基本計画を参酌し、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならない。

- ・関係法令：教育基本法
- ・第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### <参考>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

### 第4期 郡山市教育振興基本計画の概要

#### 1. 計画の概要

##### (1) 計画策定の背景と趣旨

①概要 「郡山市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における「教育振興の施策に関する基本的な計画」として位置付けられ、今後の本市教育の進むべき方向とその実現のために必要な施策等を明らかにするものです。

②対象分野 「学校教育」「生涯学習」の2分野

##### (2) 計画策定の必要性

- 現計画(第3期)の計画期間が、令和6(2024)年度で満了すること
- 国の「第4期教育振興基本計画」〔令和5(2023)年6月16日閣議決定〕が策定されたこと

##### (3) 計画策定の方針

- 国の「第4期教育振興基本計画」の2つのコンセプト、5つの基本的方針について、本市の実情に応じ、参酌します。

#### 【2つのコンセプト】

##### 持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが「社会の創り手」となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性・リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

##### 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

#### 【基本的方針】

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

#### ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。



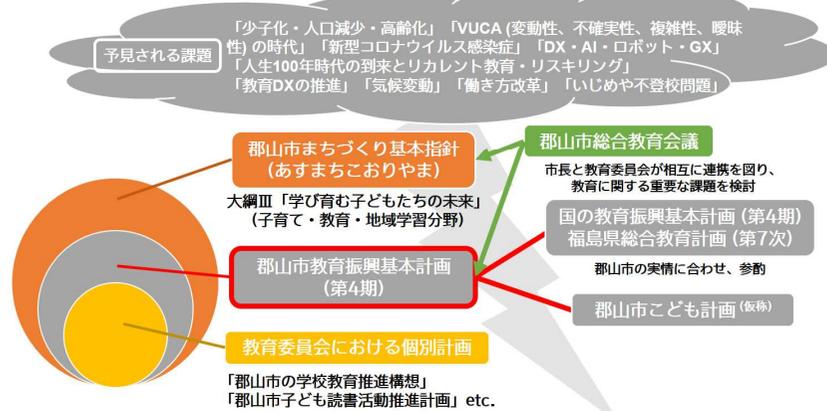
##### (4) 計画期間 R7(2025)年度からR11(2029)年度まで(5年間)

2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
SDGs 国際目標 (2030年目標)							
郡山市まちづくり基本指針 (-2025)			拡大版あすまちこおりやま (-2030)				
国の第4期教育基本計画 (-2027) 【5年間】							
県の第7次総合教育計画 (-2030) 【9年間】							
現計画(第3期) 【5年間】		郡山市教育振興基本計画(第4期) 【5年間】					

#### (5) 計画の位置付け

市政執行方針 「新時代100年創造都市実現型」課題発見・解決先進都市の創生

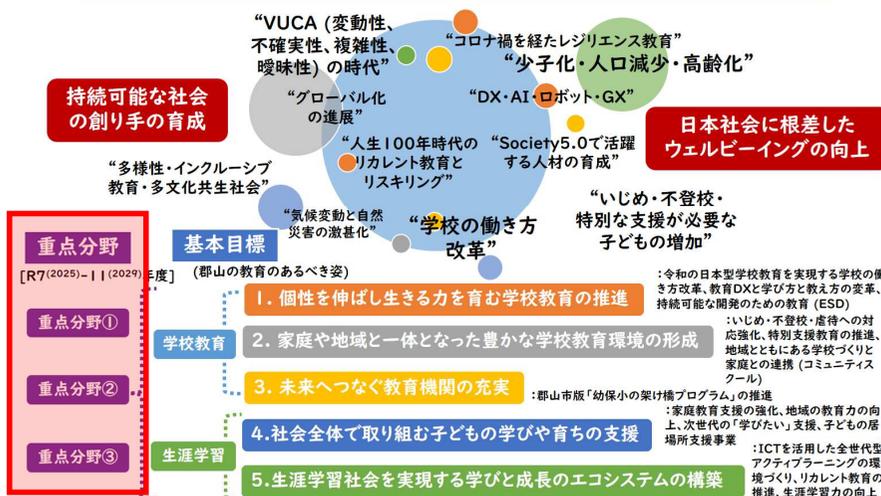
基本コンセプト 一人ひとりのウェルビーイングと「学び」を高める 郡山の教育



#### 2. 新計画における体系図(イメージ)

基本理念 ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造

基本コンセプト 一人ひとりのウェルビーイングと「学び」を高める 郡山の教育

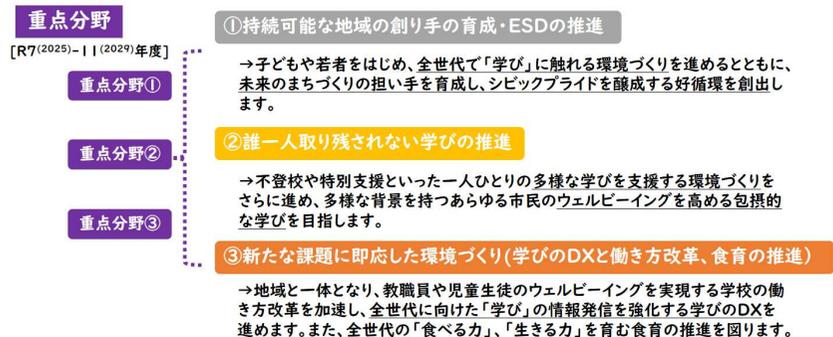


エコシステム：「生態系」を意味する生物学の専門用語で、地域の団体や人材が密接に連携し、地域の生涯学習環境を形成していることを表しています。

### 3. 新計画策定のポイント (前回策定との変更点)

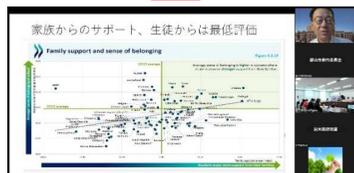
#### (1) 基本コンセプトと重点分野の設定 新規

- 第4期計画を貫く基本コンセプトとして「一人ひとりのウェルビーイングと『学び』を高める郡山の教育」を新たに定め、関連する施策や取り組みを推進します。
- 第4期計画の計画期間[R7(2025)年度からR11(2029)年度までの5年間]において、学校教育と生涯学習の両分野を横断し、重点的に取り組む3つの重点分野を設定します。



#### (2) 教育とウェルビーイングをテーマにしたウェビナーの開催 7/1(月) 新規

- 審議会の外部ヒアリングの一環として、有識者によるオンラインセミナーを開催、知見を計画策定に取り入れます。
- 「ウェルビーイングを実現する教育の在り方、教育をより良くするための視点とは」と題し、**東京大学公共政策大学院 鈴木 寛教授**から基調講演、「ウェルビーイングな学校をつくらう」と題し、**埼玉県上尾市立上平小学校 中島 晴美校長**から事例発表
- 教職員のウェルビーイングの向上、新たな時代(Society5.0)に求められる人材の育成、児童生徒のウェルビーイングの向上に家庭からのサポートが最大の課題であること、探究活動推進の重要性等を講演



#### (3) 郡山ユースワークショップの実施 7/31(水) 新規

- 中学2年生28名(各校から代表1名)のワークショップを企画、得られた提案や意見を計画策定におけるアイデアやヒントとして活用します。
- 参加生徒から事前課題シートを提出いただき、各参加者の興味関心に基づき、6テーマにグループング
- 福島大学人間発達化学類の**坂本 篤史准教授**をモデレーターに迎え、**教職課程の大学生メンター6名**がグループを取りまとめ。グループワークとグループ発表により、次の100年に向けた未来の教育への提言。



### 4. 策定スケジュール



### 5. 郡山ユースワークショップ 「学校のリアルとわたしたちが考える教育の未来 -郡山市への提言」 提言要旨

グループ名・テーマ	提言要旨
A「みんなが満足する部活動のかたちとは」	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部指導者を招聘し、先生の負担を減らして、部活動時間を増加</li> <li>部活動への参加自体を自由にする。遠距離の生徒も参加しやすいように、途中参加・途中退出の自由を認める。</li> <li>大規模校は体育館の使用に限度があるので、地域の体育館を無料開放してほしい。</li> </ul>
B「いじめのない学校づくりとより良い人間関係や学校生活に向けて」	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳や学活の時間を利用し、生徒同士が話し合える機会を増やしてほしい。</li> <li>他校との情報交換ができるような他校の生徒と交流できる場を増やしてほしい。例) 生徒会役員等がオンラインで交流</li> </ul>
C「より満足度の高い学校行事・生徒会・委員会活動に向けて」	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、ほとんどの活動が先生の指示により行われているため、活動等に生徒の意見が反映されるよう、先生と生徒が対等に話し合えるようにしてほしい。</li> <li>学校内だけでなく、地域住民の方々と交流できる行事を行いたい。</li> </ul>
D「時代に合った学校のルールづくりとは」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分たちが信頼される大人になるために、みんなが納得する校則づくりをしたい。</li> <li>社会全体の常識と学校の教育目標に合致し、自立心や判断力が向上するような校則づくりに向けた基準を作ってほしい。</li> </ul>
E「今求められる地域や他校との交流とは」	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校や地域の文化を知り、刺激を受け、自分たちのより良い学校づくりにつなげるため、地域や市内外の学校との交流の機会や会場を設けてほしい。</li> <li>いろんな方々と話をしたり、インタビューをしたりすることで、コミュニケーション能力を鍛えるとともに、新たな知識を習得し、刺激を受けてやる気を出したい。</li> </ul>
F「持続可能な学校、SDGsの取り組みとは」	<ul style="list-style-type: none"> <li>すぐに取り組めること、自分たちだけでは取り組めないことを段階的にクリアしていくようにする。</li> <li>取り組みの見える化をしてほしい。(段階に応じた取り組みがどんな影響を与えることができたかを統計として提示し、学校内だけでなく地域でも共有できるようにする。)</li> <li>SDGsの知識を深める機会を設けてほしい。</li> </ul>

# 生成AIに係る学校現場での対応等について

第3回総合教育会議 議題2  
2025/2/13 学校教育部  
教育研修センター

- 文部科学省は令和6年12月26日、生成AIの利活用を示した「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」を公表した。
- 生成AIは有用な道具と捉えつつ、**人間が判断することの重要性**や**教師の役割**が一層重要になることから**教育委員会に期待される役割が明確化**された。

## 学校現場における人間中心の利活用

### 人間中心の原則

- ・ 人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得る。
- ・ リスクや懸念を踏まえ、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。

### 児童生徒の学びと生成AI

- ・ 資質・能力の育成に寄与するか教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用すべきである。

### 教師の役割と生成AI

- ・ 教師の役割は一層重要であり、一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。

## 生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

### 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

- ・ 「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力として位置付けられている。
- ・ 各教科等の学習の過程における指導の中で育成することが期待されている。

### 情報活用能力の育成強化

- ・ 生成AIを使いこなすための能力を各教科等の中で意識的に育てていく姿勢が重要である。
- ・ 児童生徒の発達段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。

## 各学校における適切な生成AIの利活用へ向けた支援

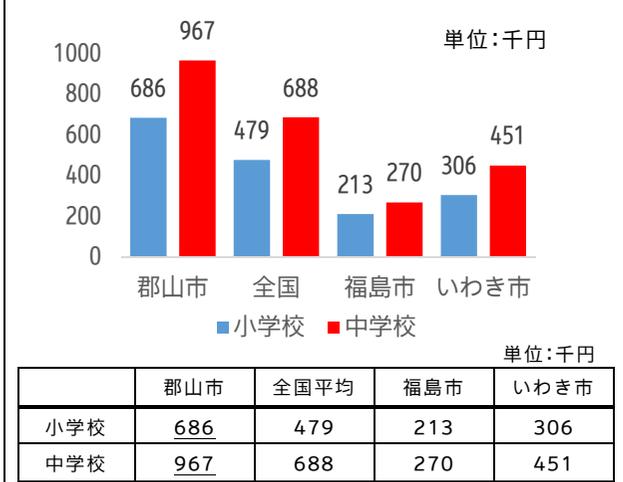
- ・ 教育委員会主導による制度設計や利活用の方向性の提示
  - 市立学校教職員に付与しているFCSアカウントによるデータ保護機能を有したGemini Educationの利用を推進する。
  - まずは教職員の校務での利活用により、AI利用のリスクを含めたAIリテラシーの向上を図りながら、校務の効率化や質の向上等、働き方改革につなげていく。
- ・ 各学校の実態を踏まえた柔軟な対応
  - 「生成AI自体を学ぶ場面」や「各教科等の学びに効果的に用いる場面」等、児童生徒の発達段階等を踏まえた教育活動における利活用へ向けた支援を行う。
- ・ 生成AIの適切な利活用を推進できる環境の整備
  - 先行事例や教材・ノウハウの周知・共有、効果的な活用を促進するための研修機会を提供する。

# 学校図書館の充実に向けた取組について

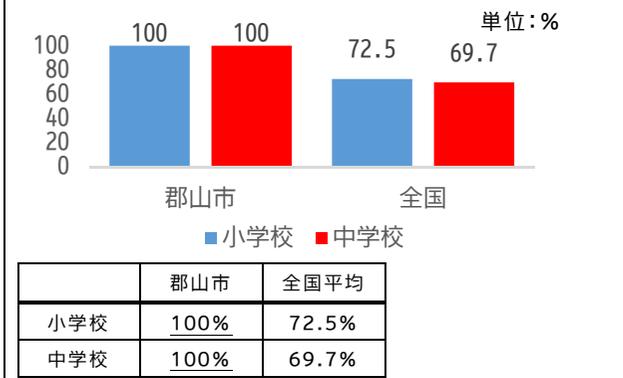
第3回総合教育会議 議題3  
2025/2/13 教育総務部  
学校教育部

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備として位置づけられています。  
国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、「**図書の整備**」、「**新聞の配備**」、「**学校司書の配置**」等の推進による環境整備に努めており、本市においても、学校図書館の充実に向けた各種取り組みを行っています。

## ◆1校当たりの図書整備費の比較(令和5年度)



## ◆学校図書館への新聞配備状況(令和5年度)

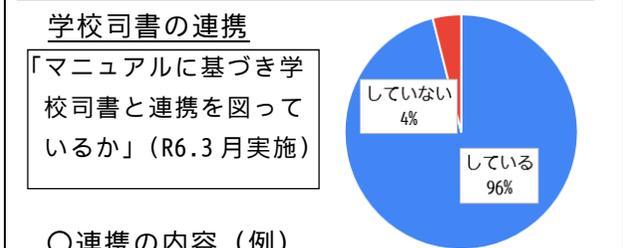


(教)総務課

## ◆学校司書の配置・司書教諭の発令状況(令和6年度)

- 学校司書 → 全学校 76 校に配置 (**100%**)
- 司書教諭 → 52 校で発令  
  - 〈内訳〉 12 学級以上 47 校
  - 12 学級未満 5 校

## ◆学校図書館担当教員(司書教諭を含む)と学校司書の連携



- 連携の内容(例)
  - ・児童生徒への授業支援(オリエンテーション、レファレンス、図書紹介等)
  - ・図書貸出(R6は夏季休業中にも延べ3,377人が利用)

## ◆学校図書館に関する研修

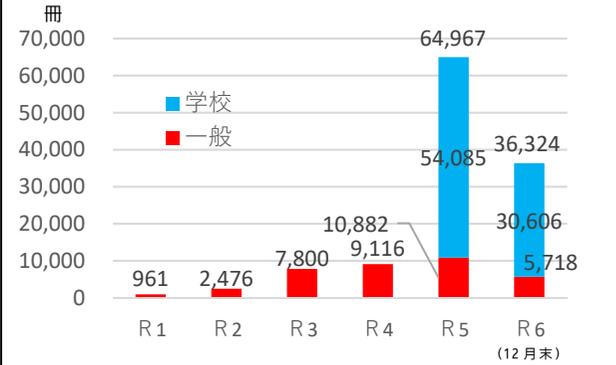
- 学校司書対象
  - 悉皆研修年4回、初任者対象の希望研修年1回(ともに市教委主催)、計5回
- 学校図書館担当教員(司書教諭含む)対象
  - 市学校図書館協議会主催、市中教研図書館部会主催の研修が各年1回、計2回

学校教育推進課

## ◆市図書館団体(小・中学校)利用推移



## ◆電子書籍貸出状況



令和5年7月から市内各小・中学生に電子書籍IDを付与したことにより、貸出数が飛躍的に増加した。

中央図書館

## 2024年度 第3回総合教育会議 教育の諸課題について

### ① 教員の「心の病」について

#### 教員「心の病」で休職 7,119人 3年連続で最多 指導や対人関係で悩み (2024年12月21日/日本経済新聞)

2023年度に公立小中高校と特別支援学校で精神疾患により休職した教員が7,119人だったことが文部科学省の調査で分かった。休職の要因を各教育委員会にたずねたところ「児童生徒に対する指導そのものに関すること」が26.5%で最も多く、次いで「職場の対人関係」が続いた。

精神疾患で休む教員は教員全体の1.42%に当たるが、年代ごとに割合をみると20代は2.11%、30代は1.66%となり、若い世代ほど高い傾向にあった。不登校やいじめの認知件数が増加するなど、教員が抱える業務の負担は重くなっており、同省は教員定数を改善して新任教員が担当する授業数を減らすほか、若手のサポートなどにあたる中堅向けのポストを新設するなど、支援の充実を目指す。

### ② 学校教育における企業との連携について

#### 学習格差を是正 企業と二人三脚 (2024年12月21日/日本経済新聞)

学びのチャンスを広げたいとして、神奈川県鎌倉市は2024年10月、経済的に苦しい家庭の子どもに対し、塾や放課後のスポーツ、文化活動で使えるクーポンを配る事業を始めた。資金を提供したのは三井住友フィナンシャルグループだ。

企業が学校教育に積極的に関わり始めた背景にあるのは、人口減によって細りゆく社会への危機感。経団連が「未来を切りひらく人材には、幅広い知識をもとに社会から未知の課題を見つけ、解決のために新たな価値を創造する力が求められる」と提言しており、それには個々の関心や特性に合わせた多様な学習の選択肢が必要となる。ただ、教員不足が深刻になっている学校だけでそろえるのは無理があり、予算面の制約も大きい。

人口減少に歯止めがかからない中、重要なのは日本がこの先も高い知的水準を保つことだ。質の高い教育を誰もが享受できる環境を作り出せるかが私たちの未来を左右する。

### ③ 教員の性加害について

#### 教員の性加害 最多 320人 (2024年12月21日/日本経済新聞)

文部科学省の調査によれば、2023年度に性犯罪・性暴力などで懲戒処分や訓告を受けた公立小中高校などの教員は前年度比79人増の320となり過去最多だった。300人を超えたのは初。このうち児童生徒に対する行為だったのは同38人増の157人であった。

2022年施行の「教員による児童生徒性暴力防止法」は、性暴力などで懲戒免職となり免許を失効した元教員の復職を厳しく制限している。また児童生徒と私的なSNSのやり取りを禁止する通知を出すといった予防策を進めてきたが、十分な効果が出ていない。

#### ④外国語の言語習得について

##### 脳が反応、聞いて慣れて自然習得（2025年2月12日/朝日新聞） 酒井 邦嘉 さん

脳科学において、人間の脳は生まれながらに文の構造を把握できる「普遍文法」を持つという学説がある。これは、生まれた子どもが自然に言葉を覚える「自然習得」にもつながるものであり、赤ちゃんと同じように多言語を自然に習得できる可能性が誰にでもあるということである。

自然習得のためには、単語の暗記や文法の学習よりも、何度も発話を聞いて音に慣れていくことが大事。おすすめなのは、自分の好きな映画や歌で、繰り返し音を聞くということである。

単語や文法は、覚えることに頼るばかりの「勉強する」という考え方では思ったほど身につかない。自分の好きなことや、話さなければならないことから少しずつ増やしていけばよい。

##### ◆酒井 邦嘉（さかい くによし）さん

1964年生まれ。92年に東京大院理学系研究科博士課程修了。言語習得における脳のはたらきを研究しており、著書に「勉強しないで身につく英語」などがある。